

## 介護ロボット導入支援事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づく介護ロボット導入支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の内容

#### (1) 目的

介護現場への介護ロボットの導入を支援することにより、介護業務の効率化を図るとともに、介護従事者の負担軽減を図る。

#### (2) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護施設等」という。）の開設者とする。

#### (3) 補助対象の範囲

介護事業所における介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境の整備を対象とする。

##### ア 介護ロボットの導入

介護ロボットとは、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たすロボットをいう。

##### （ア）目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

##### （イ）技術的要件

次のa又はbのいずれかを満たすロボットであること。

a ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボットであること。

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

b 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボットであること。

##### （ウ）市場的要件

販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。

##### イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境の整備を対象とし、既に見守り機器を導入している場合を含む。

## ウ その他

- (ア) 交付決定前に導入又は整備のための契約を締結したもの及び申請年度の3月31日までに納品又は整備が完了しなかったものは対象としない。
- (イ) リース等により導入する場合は、3年以上のリース等期間とし、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までの経費）に限る。なお初年度については初期費用を含むものとする。
- (ウ) 補助事業者は、本事業により導入した介護ロボット及び整備した通信環境について、3年を経過する前に処分し、又はリース等の契約を解除した場合、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リース等により導入した介護ロボット又は通信環境を整備するための機器を購入するためにリース等の契約を解除した場合は、この限りではない。
- (エ) 他の補助金等を受けて導入する介護ロボット及び通信環境の整備については、本事業における補助の対象外とする。
- (オ) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## (4) 介護ロボット等導入計画書の作成等

- ア 補助事業者は、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、別紙1により、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載した介護ロボット等導入計画書を作成し、別に定める日までに県に提出するものとする。介護ロボット等導入計画書は、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。なお、介護ロボットの導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境の整備に係る経費いずれについても補助を受ける場合においては、計画は別に作成することとする。
- イ 県は、補助事業者からアに定める介護ロボット等導入計画書の提出があったときは、これを公表するものとする。
- ウ 本事業により介護ロボットの導入及び通信環境の整備を行った補助事業者は、介護ロボットの導入効果等について、介護ロボット等導入日から起算して3年を経過する日まで、毎年4月末日までに別紙4により、県へ導入内容等を報告するものとする。報告の際は、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。
- エ 県は、補助事業者からウの報告があったときは、これ（うち別添1）を公表するものとする。

## (5) 補助の回数

- ア 介護ロボットの導入については、(4)アに定める介護ロボット等導入計画ごとに1回の補助とする。
- イ 通信環境の整備については、1事業所につき1回の補助とする。

## 3 その他

- (1) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。
- (2) 補助事業者は、(1)の検査等に積極的に協力するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月30日から施行する。